

平成24年2月27日
北海道開発局

パブリックコメントの結果について (沙流川流域)

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象：

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見

(2) 募集期間：平成23年6月10日（金）～7月11日（月）（必着）

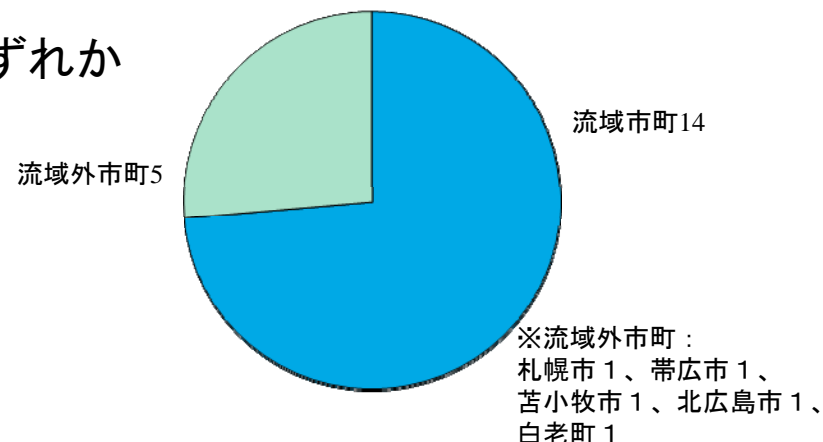
(3) 提出方法：郵送、FAX、電子メールのいずれか

2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：19（個人19）

(2) 意見概要：

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
 - ・ 3件の具体的な治水対策案のご提案があった。
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見
 - ・ 治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見があった。



パブリックコメントで頂いたご意見に対する 検討主体の考え方

本資料では、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合があります。

また、「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討に関する意見募集について」において、無効とすることをお知らせしている意見については、検討主体の考え方を示していません。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な治水対策案のご提案】		
治01	<p>二風谷ダム、岩知志ダム及び奥沙流ダムの有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムの有効活用を検討するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、二風谷ダム、岩知志ダム及び奥沙流ダムの有効活用を含む治水対策案を追加で検討しています。 <p><追加した治水対策案の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムに堆積した土砂を掘削するとともに、水力発電のためのダムである岩知志ダム及び奥沙流ダムの容量を買い上げ、ゲートの改築を行う。 ・河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ(沙流川で最大0.5m)、河道の掘削(沙流川で約270万m³、額平川で約250万m³)、河道内の樹木の伐採を行う。
治02	<p>二風谷ダムの排砂による洪水調節容量の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムに排砂ゲートを設置し、堆砂量を減らし、洪水調節容量を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、排砂ゲート設置と同等の効果を発揮することが可能と考えられる二風谷ダムの既設のオリフィスゲートを活用する方策を含む治水対策案を追加で検討しています。 <p><追加した治水対策案の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムに堆積した土砂を掘削し、水道水の供給及び流水の正常な機能の維持に影響のない比較的流量の多い時期に既設のオリフィスゲートを開門して、できるだけ堆砂量を減らすことにより洪水調節容量を確保する。 ・河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ(沙流川で最大約0.5m)、河道の掘削(沙流川で約280万m³、額平川で約250万m³)、河道内の樹木の伐採を行う。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治03	<p>額平川の頭首工の移設等について</p> <p>・額平川にある荷負本村頭首工を300メートル下流へ移設することにより水位を下げるとともに、流木発生を防止するため、額平川の支川等の立木の伐採、倒木の整理等を営林政策にする。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて「平取ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。</p> <p>・「平取ダムを含まない治水対策案」においては、額平川の流下断面を広げて水位を下げるため、河道の掘削を行うとともに荷負本村頭首工等の改築を行うこととしており、ご意見の趣旨の方策が含まれています。なお、流木発生の抑制については、平取ダムの有無にかかわらず、関係機関と調整を図りながら取り組んで参ります。</p> <p>・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
治04	<p>複数の治水対策案の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水計画は、台風10号をもとに検討するべきであり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている26方策を機械的に組合せて、形式的に検討しても実際の治水対策とならない。 ・複数の治水対策案は地元の事情に即したものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沙流川水系河川整備計画では、戦後最大洪水である平成15年8月の台風10号による洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目標としています。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。(略)幅広い方策を組み合わせる。(略)河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。」と規定されており、これに基づき沙流川流域の特性に応じた治水対策案を立案しています。 ・上記の内容については、「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料3」に示しています。
治05	<p>関係地方公共団体からなる検討の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域住民から直接意見を聴く検討会に替えた方が良い。 ・専門家の意見はダム建設に批判的な意見も取り入れるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間取りまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ(案)に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・ここでは「関係地方公共団体からなる検討の場」は、設置すべきではない。」というご意見に対し、「今回の個別ダムの検証に当たっては、治水対策案についてこれまでの河川を中心とした対策に加え、流域を中心とした対策を含めて幅広く検討すること等が重要であると考えています。このような検討を的確に進めるためには、当該地域の土地利用や住民の安全等について様々な法令等に基づいて行政上の責任を有する関係地方公共団体の長と密接な連携を図ることが重要であり、関係地方公共団体からなる検討の場を設置することが必要であると考えています。」との同有識者会議の考え方が示されています。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治06	<p>二風谷ダムの堆砂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムの貯砂ダムを含めた総貯水容量と堆砂容量を具体的数値で示すべき。 ・窪地について堆砂容量を変更するときに説明が無かった。説明して欲しい。 ・二風谷ダムはこれ以上堆砂は進まないと言明してきたが、この説明は撤回したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムの総貯水容量は3,150万m³、堆砂容量は1,430万m³であり、これらの値には貯砂ダムよりも上流の貯水池内の容量も含まれています。 ・二風谷ダムの堆砂容量は1,430万m³ですが、建設時の堤体を使用する骨材や管理用道路等の建設に使用した土砂掘削や砂利採取等により、堆砂容量とは別に窪地の容量が約480万m³生じています。これまでも、ダムの運用開始後に堆砂した量については、上記の窪地に堆砂した量も含めた値を公表しています。 (参考)平成21年度北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会 二風谷ダム定期報告書概要版 http://www.hkd.mlit.go.jp/zygyoka/z_kasen/kawa_kan/dam_followup_21.html ・上記にて公表した資料については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3-1」に示しています。 ・なお、これまで、堆砂形状は長期的には安定に向かい、堆砂の進行が緩やかになることを説明しています。「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料1」において、平成22年までの二風谷ダムの堆砂状況については、シミュレーションで予測した堆砂形状に近づきつつあり、堆砂の進行は緩やかになっていることを示しています。
治07	<p>平取ダムの堆砂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムの堆砂量推定について、第3回検討の場の資料を見ると、平成9年から平成15年について検討したように見受けられるので、この期間における平取ダムへの流入土砂量、融雪期ゲート解放時に流出する土砂量また、融雪期に放出される粒径分布を教えてください。 ・黒部川の出し平ダムと平取ダムの排砂ゲートの幅や高さを教えてください。平取ダムの排砂ゲートが小さいのであれば、平取ダムの排砂が十分行われる根拠を説明して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料2」において、平成9年から平成15年の二風谷ダム地点の堆砂量等の再現計算結果を示していますが、この期間については、平取ダム地点の流入土砂量等を算出せず、二風谷ダム上流地点で一括して上流域からの流入土砂量を与えています。なお、平取ダム地点の流入土砂量等については、平成27年から平成126年までの期間を算出しており、この期間の流入土砂量は平均して約102万m³/年になると考えています。また、このうち、融雪期用放流設備を開門している期間における流出土砂量は平均して約37万m³/年、粒径は礫(2mm以上)3%、砂・シルト(2～0.005mm)83%、粘土(0.005mm以下)15%の割合になると考えています。 ・出し平ダムにおいては、5m×5mの排砂設備を2条有しており、6月から8月の期間で、出水時等に合わせた水位を下げ、ダム湖を数時間程度空にして、排砂・通砂を行う運用となっています。一方、平取ダムにおいては、約5m×約5mの融雪期用放流設備を1条設置することとしており、土砂移動が盛んな融雪期間に、ダム湖を空にして、水を貯めることなく水や土砂をそのまま流す運用を考えています。 ・出し平ダムと平取ダムでは、ダムの運用や流域の状況が異なるため、設備の大きさのみで両ダムの比較はできませんが、平取ダムについては「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料2」に示したとおり、上記の運用を行うことを前提として平取ダムの堆砂量を予測した結果、現計画の堆砂容量130万m³を上回らないことを確認しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治08	<p>二風谷ダム・平取ダムの洪水調節について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムの堆砂の進行に伴い、二風谷ダムの洪水調節容量が減少し、平成15年8月と同じ規模の降雨があった場合、当時と同様な洪水調節機能を発揮できない。 ・二風谷ダムの集水域は広く、平取ダムのそれは狭いのに、洪水調節容量は逆になっていて、開発局が述べるように治水が働くとは思えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年8月の洪水時は当時の計画規模を超えた洪水に対して、二風谷ダム単独で異常洪水時防災操作を行った結果、最大流入量約6,100m³/sに対して最大放流量を約5,500m³/sとし、約600m³/sの洪水調節をしています。 ・当該洪水の発生を踏まえ、「二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画」を見直し、二風谷ダム、平取ダムの洪水調節容量をそれぞれ1,980万m³、2,530万m³からそれぞれ1,720万m³、4,380万m³に変更しています。平成15年8月洪水と同程度の洪水流量に対して、上流の平取ダムで二風谷ダムの流入量を減らし、二風谷ダムで防災操作を行うことにより、最大流入量約5,100m³/sに対して最大放流量約4,500m³/sとし、約600m³/sを洪水調節することとしています。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3-2」に示しています。 ・また、二風谷ダムの堆砂量については、平成22年度末において計画堆砂量まで約330万m³の余裕があり、上記の二風谷ダムの洪水調節容量1,720万m³は確保されています。また、二風谷ダムの堆砂形状はシミュレーションで予測した形状に近づきつつあり、堆砂の進行は緩やかになっています。 ・二風谷ダム及び平取ダムは、各ダムの洪水調節容量を用いてダムへの流入量よりも放流量を少なくすることによって洪水調節を行うため、集水域の大小関係と洪水調節容量の大小関係は一致しません。平取ダムは、二風谷ダムより大きい洪水調節容量を用いて、洪水調節することとしています。
治09 等	<p>「平取ダムを含む治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯、コスト、実現性等を考えるとダム建設が最も優位な治水対策案と考える。 ・(ダム建設予定地の)民有地の買収及び家屋移転は完了している。 ・最大の環境破壊となるダムに頼る愚をやめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、平取ダム建設予定地の民有地の買収及び家屋移転の状況については評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」において、また、平取ダムの環境への影響については評価軸「環境への影響」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治10	<p>「平取ダムを含まない治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の掘削については、平取町下流の河道内の対策が中心であり、新たに大きく用地買収を行う必要はない。 ・堤防のかさ上げについては、計画高水位が上昇するため、万一破堤した際被害が大きくなるため、地域の合意形成が必要となる。 ・遊水地については、補償費がさほど小さくなく、治水対策案に取り上げるべきである。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」「治水対策案が多い場合には、(略)概略評価を行うことにより、2～5案程度の治水対策案を抽出する。」「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・「河道の掘削」を含む治水対策案において、「河道の掘削」のために新たに大きな用地買収を行う必要はありませんが、発生する残土の搬出先の土地所有者等の協力を得る必要があります。このことについては、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」において評価しています。 ・「堤防のかさ上げ」を含む治水対策案において、「堤防のかさ上げ」を実施することにより計画高水位が上昇することについては、評価軸「安全度」の「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」において評価しています。 ・「遊水地」を含む治水対策案「遊水地＋堤防のかさ上げ＋河道の掘削」については、概略評価により抽出し、評価軸ごとの評価を行っています。当該治水対策案においては、遊水地の整備のために約280haの用地買収を行うことを想定しており、これにかかる費用を評価軸「コスト」の「完成までに要する費用はどのくらいか」において評価しています。 ・上記の内容については「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1、資料5-1」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治11	<p>「堤防のかさ上げ」の事業費に含む内容について</p> <p>・「堤防のかさ上げ」を組み合わせた案について、危険度増に対する堤防強化対策(ドレーン工など)や内水対策も費用に見込むべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)6)地域社会への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・立案した各治水対策案について、概略評価時は完成までに要する費用に堤防強化対策に係る費用を見込んでおりませんが、評価軸ごとの評価を行うにあたり、堤防強化対策の必要性を検討し、完成までに要する費用に反映させております。</p> <p>・また、内水対策については、完成までに要する費用には見込んでおりませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、堤防をかさ上げる区間においては内水排除が困難となり内水対策が必要となる可能性があることについて、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1、参考資料4」に示しています。</p>
治12	<p>安全度の評価について</p> <p>・河川整備基本方針レベルにも対応できるかどうか評価基準とすべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)0)目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」と規定されています。</p> <p>・これに基づき、治水対策案の評価軸ごとの評価において、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合にどのような状態となるかを評価しています。</p> <p>・上記の内容については「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治13	<p>環境への影響の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ、今の風景を残した治水対策を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7) 環境への影響(略)二) 景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」と規定されています。 ・これに基づき、治水対策案の評価軸ごとの評価において、景観にどのような影響があるかを評価しています。 ・上記の内容については「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。
治14	<p>平取ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム案以外の治水対策案は、コスト及び要する時間の観点からも概略評価で棄却し、ダムによる治水を推進すべき。 ・早急なダム建設を望む。 ・平取ダム、二風谷ダム、2つのダムの機能が重なって治水対策をとることができる。 ・ある一定の範囲しか治水に役に立たないダムに頼る愚をやめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
治15	<p>河川整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム検証中であっても、沙流川下流域での河道の掘削、樋門の改築を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が取りまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、沙流川の河道改修につきましては順次進めており、平成22年度及び平成23年度は、富川地区の河道の掘削及び新去場樋門、新荷葉樋門の改築等を実施しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な新規利水対策案のご提案】		
	該当無し	
【複数の新規利水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
利01	<p>必要な開発量の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高町の人口、産業の減少傾向を踏まえ、平取ダムを建設して取水することは疑問。 ・日高町の実態から、ダムに依存せずに水道水を確保しているため、水道水目的でダム事業に参画する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・本検証の検討主体である北海道開発局は、平取ダムの利水参画者である日高町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、北海道開発局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行いました。 ・日高町の水需給の状況によると、これまでは既存の水源量を上回らない程度の給水量となっておりますが、計画している拡張が予定より遅れていることなどが原因とされており、必要量は、水道施設設計指針に沿って算定されていること、水道事業認可等の法的手続きを経ていること、事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認しています。 ・上記の内容については、「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」に示しています。
利02	<p>発電について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムに発電設備の設置をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年8月洪水を踏まえ、「二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画」を平成19年に変更する際、参画している発電事業者において発電事業の見直しが行われ、平取ダムには発電事業者が参画しないことになりました。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>魚道について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムに魚道を設置すべき。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)6)環境への影響 (略)ハ)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・平取ダムの建設により魚類の遡上、降下への影響が予測されるため、環境保全措置を講ずる必要があると考えており、当該内容を「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2」に示しています。</p> <p>・なお、魚類の遡上、降下に関する環境保全措置は、魚道の設置を含めて検討を行っています。</p>
利04	<p>水利権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設をしなくても水利権容認できるような法の運用を検討するべき。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・新たな取水行為を行う場合は、既存の水利使用に影響を与えないように、ダム等の水資源開発施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途、水源を確保することが必要であると考えています。</p>
利05	<p>取得済のダム使用权について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高町及び平取町はダム使用权を既に取得しているため、ダム案以外の案は、その補償額として両町が示した額を計上するべき。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)ハ)その他費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか」と規定されています。</p> <p>・これに基づき国が事業を中止した場合、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が必要であることを評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利06	<p>平取ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムが対策案として良いと思う。 ・治水対策としてダムを選定すれば、他の水源を検討する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な流水の正常な機能の維持対策案のご提案】		
	該当無し	
【複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
流01	<p>「二風谷ダム再開発(掘削案)」について</p> <p>・二風谷ダムの堆砂の排出については、下流への影響が大きいので、環境に配慮して早急を実施して欲しい。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水対策案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されています。</p> <p>・これに基づき「二風谷ダムの堆砂の排出」については、「ダム再開発(掘削)(二風谷ダム)」として二風谷ダムの堆砂約910万m³を掘削して排出する対策案として立案しましたが、「ダム再開発(かさ上げ)(二風谷ダム)」と比較してコストが極めて高いことから、概略検討において棄却しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-3」に示しています。</p>
流02	<p>「地下水案」について</p> <p>・地下水案は、環境を無視しており、概略評価として棄却すべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水対策案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~6)で示すような評価軸で評価する。(略)6)環境への影響」と規定されています。</p> <p>・これに基づき「地下水取水案」の環境への影響については、評価軸「環境への影響」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-3、資料5-3、参考資料6」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流03	<p>流水の正常な機能の維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沙流川では河川生物が生存不可能な濁水はいままでになく、季節変動を踏まえて生物は適応・進化している。ダムによる調節機能の割合は微々たるもので必要ない。 ・二風谷ダムと平取ダムの目的に流水の正常な機能の維持が入っていますが、実態を見ると必要ないと考えます。 	<p>・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことを言います。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・沙流川水系河川整備計画では、流況、動植物の保護等を考慮して平取地点の「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね11m³/sと設定しています。なお、平取地点では当該流量を頻繁に下回っており、流水の補給が必要な状況です。</p> <p>・上記の内容については、「第2回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」に示しています。</p>
流04	<p>平取ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムによる対策案が完成までの費用が低いのでよい。 ・下流の漁業資源の保全のためには、ダム案しかないと思う。 ・ダムによる水流安定は不可欠な方策だと思う。 ・治水対策としてダムを選定すれば、他の水源を検討する必要はない。 <p>等</p>	<p>・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p>